

産業廃棄物として適正処理をお願いします

(清掃センターでは受入れできません)

事業所から排出する

ガラスびん、ガラス・陶磁器くず
蛍光管、電池類



乾電池、充電式電池
ボタン電池

事業所から排出されるガラスびん、ガラス・陶磁器くず、蛍光管、電池類（以下、「対象4品目」という。）は産業廃棄物に分類されるため、平成26年4月から三条市清掃センター（一般廃棄物処理施設）での受入れを行っていません。

対象4品目の排出に当たっては、処理先を確保していただき、適正な処理及びリサイクルに御協力をお願いします。

■業者に処理を委託するときは・・・

- 1 排出事業者は、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、その廃棄物の許可を受けている業者と書面で契約書を交わさなければなりません。
- 2 排出事業者は、運搬又は処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を自ら交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。
- 3 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。

- ◆委託先が不正処理をした場合に責任を問われることがあります。
- ◆廃棄物処理の終了報告（マニフェストの返送）はもちろん、自社の廃棄物が適正に処理されているかなどを確認しましょう。

*マニフェストには、紙伝票で管理するものと電子マニフェストがあります。

*委託契約書や紙マニフェストの控えなどは、5年間保存することが法律で義務付けられています。

参考 対象4品目の市内処分業者リスト（品目別、50音順）

処理にかかる費用や、受入条件（契約）等は直接各業者にお問い合わせください。
新潟県の許可を受けた産業廃棄物の業者であれば、市外の業者に委託することができます。

● ガラスびん

業者名	所在地	電話
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社 三条営業所	福島新田乙 754-1	025-382-7100（本社） 45-5129（三条）
株式会社三南環境サービス	直江町 4-12-33	35-3535

● ガラス・陶磁器くず

株式会社三南環境サービス	直江町 4-12-33	35-3535
株式会社原田商店	福島新田丁 86-1	45-5098
株式会社豊和商事三条支店	福島新田丙 2229	45-3251
北興商事株式会社	金子新田丙 316-1	34-5865
株式会社丸正土木	上大浦 441-1	46-3635

● 蛍光管

株式会社三南環境サービス	直江町 4-12-33	35-3535
北興商事株式会社	金子新田丙 316-1	34-5865

● 電池類

株式会社三南環境サービス	直江町 4-12-33	35-3535
北興商事株式会社	金子新田丙 316-1	34-5865

※収集運搬業者又は市外の処分業者は、新潟県ホームページで確認してください。

◆蛍光管→「金属くず及びガラス・陶磁器くず」の許可業者

◆電池類→「金属くず及び汚泥」の許可業者